

行政区設置に伴う住所変更（駿河区）

静岡市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から行政区として 駿 河 区 を設置した。

同区に属する町字は次のとおりである。

青木、青沢、安居、有明町、池田、石田一丁目、石田二丁目、石田三丁目、泉町、稻川一丁目、稻川二丁目、稻川三丁目、宇津ノ谷、有東一丁目、有東二丁目、有東三丁目、大坪町、大谷、大和田、小黒一丁目、小黒二丁目、小黒三丁目、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、小鹿、小鹿一丁目、小鹿二丁目、小鹿三丁目、恩田原、片山、鎌田、上川原、北丸子一丁目、北丸子二丁目、国吉田、国吉田一丁目、国吉田二丁目、国吉田三丁目、国吉田四丁目、国吉田五丁目、国吉田六丁目、栗原、光陽町、寿町、さつき町、敷地一丁目、敷地二丁目、下川原、下川原一丁目、下川原二丁目、下川原三丁目、下川原四丁目、下川原五丁目、下川原六丁目、下島、新川一丁目、新川二丁目、石部、高松、高松一丁目、高松二丁目、津島町、手越、手越原、寺田、東新田、東新田一丁目、東新田二丁目、東新田三丁目、東新田四丁目、東新田五丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、豊原町、登呂一丁目、登呂二丁目、登呂三丁目、登呂四丁目、登呂五丁目、登呂六丁目、中島、中田本町、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中田四丁目、中野新田、中原、中平松、中村町、中吉田、西大谷、西島、西中原一丁目、西中原二丁目、西平松、西脇、根古屋、聖一色、平沢、広野、広野一丁目、広野二丁目、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、古宿、曲金、曲金一丁目、曲金二丁目、曲金三丁目、曲金四丁目、曲金五丁目、曲金六丁目、曲金七丁目、馬渓一丁目、馬渓二丁目、馬渓三丁目、馬渓四丁目、丸子、丸子一丁目、丸子二丁目、丸子三丁目、丸子四丁目、丸子五丁目、丸子六丁目、丸子七丁目、丸子新田、丸子芹が谷町、水上、みずほ一丁目、みずほ二丁目、みずほ三丁目、みずほ四丁目、みずほ五丁目、見瀬、緑が丘町、港、南安倍三丁目、南町、南八幡町、宮川、宮竹一丁目、宮竹二丁目、宮本町、向敷地、用宗、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗小石町、用宗城山町、用宗巴町、桃園町、森下町、谷田、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡山、大和一丁目、大和二丁目及び弥生町

【住所の表記】

静岡市 ○○ □番□号 ⇒ 静岡市駿河区 ○○ □番□号
静岡市 ○○ △△番地 ⇒ 静岡市駿河区 ○○ △△番地